

(様式第1号)

第67回 建築審査会 会議録

日 時	平成29年12月12日(火) 10:30～
場 所	芦屋市役所東館3階中会議室
出 席 者	会 長 辻井 一成 会長代理 工藤 和美 委 員 麻木 邦子 神農 悠望 藤本 幹也 仲西 博子 吉田 安弘 欠席委員 藤本 幹也 事 務 局 灰佐 信祐 島津 久夫 五島 慶太 飛延 由希 中村 聡太
事 務 局	都市建設部 建築指導課
会議の公開	■ 公 開
傍 聴 者 数	0 人

1 会議次第

(1) 議題

第1号議案 道路に接しない敷地内に一戸建ての住宅を新築する件(松浜町)

(2) その他

ア 道路に接しない敷地内に一戸建ての住宅を新築する件(翠ヶ丘町)

イ 全国建築審査会長会議の報告

ウ 次回の建築審査会について

2 提出資料

第67回芦屋市建築審査会資料 一式

第64回全国建築審査会長会議報告資料 一式

3 審議経過

開会

(1) 議事

会議成立の報告

委員7名中6名が出席し、過半数を満たすため会議は成立。

会議公開についての諮問及び傍聴人についての報告

・出席委員より異議は無く、会議及び議事録を公開することとした。

・傍聴希望者はいない旨事務局より報告を行った。

第1号議案

議題：道路に接しない敷地内に一戸建ての住宅を新築する件(松浜町)

上記の議題について事務局から審査会資料(付近見取図、配置図、平面図等)を用いて計画の概略の説明を行った。

[主な質疑内容]

○辻井会長：芦屋市が所有している土地についての使用承諾はどのようにして行っているのか。書面を用いているのか。

島津主幹：用地管財課が土地として管理しているものについては、書面を用いて承諾を得ておりますが、本件については、地目が公衆用道路であり、道路課が法定外道路として管理を行っておりますので、所管課との協議により、書面は不要としております。

○辻井会長：建築基準法上の道路ではない道を介して、道路へと接続する必要があるのか。

島津主幹：何らかの通路で建築基準法上の道路へと接続することが許可条件として必要であります。

〔結論〕

各委員からの異議は無く、全会一致で同意した。

(2) その他

ア 道路に接しない敷地内に一戸建ての住宅を新築する件（翠ヶ丘町）

上記の包括同意基準により審査会の同意を得ず許可を行った物件について事務局から審査会資料を用いて事例の説明を行った。

特に委員からの質疑は無かった。

イ 全国建築審査会長会議の報告

全国建築審査会長会議に会長の代理として出席した吉田委員より報告資料を用いて会議の報告が行われた。

ウ 次回の建築審査会について

諮問案件があるため、2月頃の開催を予定している。後日、改めて日程調整を行うこととした。

閉会